

会議概要書

協議会等の名称	令和3年度第2回国民健康保険運営協議会
担当部課名	市民生活部保険課
会議の開催日時	令和3年11月18日（木）1:30～2:45
会議の開催場所	袋井市役所5階第1委員会室
出席者	袋井市国民健康保険運営協議会委員 10人 （被保険者代表3人、保険医及び保険薬剤師代表2人、公益代表4人、被用者保険代表1人） 事務局 （市長、市民生活部長、保険課長、保険課職員3人）
諮問	市長から会長への諮問
議題	報告事項 ア 国民健康保険制度改革に伴う税率等の改正についての市議会への報告について 審議事項（諮問事項の詳細） ア 袋井市国民健康保険税条例の一部改正について イ 令和4年度国民健康保険事業運営方針について その他

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	<p>1 開会</p> <p>袋井市国民健康保険運営協議会規則第5条で、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことが出来ないと規定している。委員14名中10名の方が出席しているため、本日の協議会は成立している。</p>
市長	<p>2 保険者あいさつ</p> <p>コロナウイルス感染症において、今後、第6波の可能性が高いと言われている。引き続き、市民とともに、力を合わせて乗り越えていきたい。</p> <p>本日、令和4年度から6年度までの具体的な税率を、市議会民生文教委員会、市議会全員協議会に報告した結果を説明させていただく。</p> <p>袋井市国民健康保険税条例の一部改正及び令和4年度の国民健康保険事業の運営方針について、運営協議会委員の皆様にご意見を伺わせていただき委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたい。</p>
	<p>3 諮問</p> <p>市長から会長への諮問（諮問書の読み上げ）</p>
会長	<p>4 会長あいさつ</p> <p>先ほど市長から国民健康保険事業の運営に係る諮問をいただいた。大きく二つの項目がある。一つは、令和4年度以降の税率改正。二つ目は、本市の国民健康保険事業の指針的な運営方針についてである。この後、詳細内容について、事務局から説明がある。その説明を受けた上で、皆様からの意見を反映しながら、市長への答申をしていきたいと考えている。</p>
※市長退出	

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
	<p>5 議事</p> <p>(1) 報告事項 事務局にて説明</p> <p>(2) 審議事項 事務局にて説明</p>
委員	<p>税の収納率が94.8%で、市町の中で割と高いほうだと思う。令和4年度は、さらに上を目指しているのか。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>収納率は、コロナの影響があるが、収納率自体は上がってきている。令和2年度決算では94.85%となっている。税務課に確認し、今年9月末は、昨年同時期と比べて、約0.9%増と把握している。加入者数が減少しているため、全体の収納額は下がりつつあるが、収納率は、年々上がっている現状にある。</p>
会長	<p>(質問)</p> <p>未就学児の均等割の軽減について、今、7割軽減の方は8割5分を軽減、5割軽減の方は7割5分が軽減、2割軽減の方は6割が軽減になるという考え方でいいのか。</p> <p>また、「課税限度額」及び「軽減判定所得」の規定の見直しについては、政令に規定する額ということで、今後、条例改正することなくリアルタイムに反映できるという説明であったが、この額の増減の影響については、本協議会に報告していただきたい。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>均等割の率については、会長が言われたとおり。国による課税限度額及び軽減判定所得の改正による影響は、委員の皆様が知るべき内容であると考えている。今後の運営協議会の中で、報告事項として上げさせていきたい。</p>
事務局	<p>(補足説明)</p> <p>資料1に、近隣市の状況を記載させていただいている。磐田市は本年11月議会で、掛川市は本市と同じ2月議会に上程、また、内容についても同様の改正を予定している。加えて、菊川市と湖西市については、専決処分により「課税限度額」と「軽減判定所得」を当年度から運用していると聞いている。</p> <p>以上、補足説明とさせていただきます。</p>

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
会長	<p>(質問)</p> <p>諮問事項の詳細のP5の保健事業の推進について、県内第8位で3,400万円の交付を受けているとの説明があった。この3,400万円の交付を受けてため、どのような事業にどの程度支出しているのか。また、財源をつぎ込んでいるのか。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>保険者努力支援制度の関係については、国が定めた評価指標に対して、被保険者を含めた市民に、保険者がどのように取り組んでいるかを報告している。予算措置は、一般会計及び国民健康保険特別会計に計上している。</p> <p>令和3年度においては、「特定健診や特定保健指導の実施」、「糖尿病の重症化を予防する事業」、「がん検診、歯周病検診の実施」をどのようなことをやっているか。また、重複服薬については1人の方が同じ服薬に対してどのような指導をしているか、さらに、「ジェネリック医薬品」を使用してもらうための保険者としての取組を報告している。「特定健診・特定保健指導・メタボ」、「重症化予防」、「重複服薬」「後発医薬品の取組・使用割合」については、本年度、国民健康保険特別会計において、事業費分として、※約1億1,000万円を予算付けしている。</p> <p>※ 特定保健診査、特定保健指導、重症化予防等 約7,800万円 後発医薬品の取組等 約3,200万円</p>
委員	<p>(質問)</p> <p>「課税限度額」と「軽減判定所得」の改定は、政令による額に改定し、今後、自動的にということであるが、今後、議会へはどのように報告されるのか。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>この条例改正については、2月市議会定例会で政令に定める額という改正をさせていただく予定である。改正がある場合、国から、3月末に施行令が公布される。市では、その翌年度に運営協議会に諮り、限度額の引上げをしてきた経緯がある。また、軽減判定所得については、加入者の不利益にならないよう、専決処分にて、対応してきた。</p> <p>今後、2月に条例改正し、3月の国の施行令の公布を待って、国が定める年度から適用していくため、政令による額に改定していくことから、条例改正は今回のみとなる。</p>
会長	<p>(確認)</p> <p>以上で本日の議事が全て終了した。</p> <p>会議の冒頭、市長からの諮問に対する答申を、次回、令和4年1月13日の運営協議会にて協議していきたい。まずは、事務局と私で素案を作成し、その素案について、委員の皆様から意見を伺い、反映をした上で、答申していきたいと考えている。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
	6 その他
委員	外国人に対する制度周知とあるが、外国人が永住するケースが非常に多くなってきている。日本人ばかりでなく外国人との共生社会になってくるが、制度周知をどのようにしているのか。
事務局	市では外国人納税者用に、パンフレットの的なものを作成している。ポルトガル語、ベトナム語、中国語、英語の4言語の納税に対する御案内をするチラシ作成し、税務課に配架している。この4か国語で、全体の85%の本市外国人の方をカバーできている。
委員	今回、諮問事項の詳細資料は当日配付であったが、本日が正式な諮問という理由で、事前に配付されなかったのか。当日配付では、その場で資料を確認し意見を述べるのが難しい。 できる限り事前配布でお願いしたい。
事務局	答申書は、会長と事務局で素案を作成し、その素案を事前に委員に、郵送する予定である。委員からの意見を踏まえ、会長と市で調整したものを、再度委員に示した上で、次回の運営協議会の中で、答申していくことを考えている。
	7 閉会
事務局	令和3年度第2回袋井市国民健康保険運営協議会を閉会とする。次回第3回の運営協議会につきましては、先ほども、申し上げましたが、令和4年1月13日、この会場で予定している。